

令和元年第3回久万高原町議会定例会

令和元年 6月24日

○議事日程

令和元年6月24日 午後2時26分開議

- 日程第1 報告第 3号 工事変更請負契約の締結に関する専決処分の報告について
- 日程第2 議案第59号 久万高原町観光施設等の料金改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第60号 久万高原町有代替自動車施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第61号 久万高原町財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第62号 久万高原町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第63号 久万高原町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第64号 令和元年度久万高原町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第65号 令和元年度国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第66号 令和元年度久万高原町凶荒予備事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第67号 令和元年度久万高原町立病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第68号 久万高原町辺地総合整備計画の変更について
- 日程第12 議案第69号 久万高原町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第13 報告第 4号 平成30年度久万高原町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第14 報告第 5号 平成30年度久万高原町一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 日程第15 報告第 6号 久万高原町国民保護計画の変更について

○追加議事日程

- 追加日程第1 議案第70号 工事請負契約の締結について
- 追加日程第2 議案第71号 工事請負契約の締結について
- 追加日程第4 報告第7号 工事変更請負契約の締結に関する専決処分の報告について
- 追加日程第5 報告第8号 株式会社みかわの経営状況報告書について
- 追加日程第6 報告第9号 一般財団法人柳谷産業開発公社の経営状況報告書について
- 追加日程第7 報告第10号 株式会社さんさん久万高原の経営状況報告書について
- 追加日程第8 発議第1号 平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興等に関する意見書について

○本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

○出席議員（12名）

| | | | |
|-----|------|-----|------|
| 1番 | 高橋末廣 | 2番 | 岡部史夫 |
| 3番 | 天野辰晴 | 4番 | 田村昭子 |
| 5番 | 川崎勝弘 | 6番 | 熊代祐己 |
| 7番 | 玉井春鬼 | 8番 | 瀧野志 |
| 9番 | 大原貴明 | 10番 | 中野克仁 |
| 11番 | | 12番 | 中川武志 |
| 13番 | 日野明勅 | | |

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

| | | | | | |
|---|---|------|------|------|------|
| 町 | 長 | 河野忠康 | 副町長 | 高山稔明 | |
| 教 | 育 | 長 | 小野敏信 | 総務課長 | 佐藤理昭 |

| | | | |
|-----------------------|------|------------|------|
| 総務課総合戦略監兼 情報政策推進室長 | 田村裕子 | 保健福祉課長 | 西森建次 |
| 建設課長 | 猪上浩明 | 環境整備課長 | 釣井好春 |
| 林業戦略課長 | 菅隆則 | 住民課長 | 林克也 |
| ふるさと創生課長 | 木下勝也 | 農業戦略課長 | 篠崎慶太 |
| 会計管理者 | 中川茂俊 | 病院事業等統括事務長 | 渡部定明 |
| 教育委員会事務局長 | 辻本元一 | 消防本部消防長 | 高野貢 |
| 代表監査委員 | 菅洋志 | | |

○議会事務局

事務局長 山下元司

事務局

(朝 礼)

議 長

本日の出席議員は12名です。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

(午後2時26分)

議 長

本日の議事日程に入る前に、6月18日の産業建設常任委員会において、議案第64号の関連質疑の中で、追加答弁の申し出がありましたので、これを許します。

(菅林業戦略課長)

菅 課長

6月18日の産業建設常任委員会における岡部委員長の質問にお答えいたします。

町有林の皆伐材が、現在の原木が少ない時期に大量に出材されたことに影響がなかったのかという質問に対しまして、調査しましたので、報告させていただきます。

まず、久万広域森林組合森林プロジェクト課に事業発注の時期について、聞き取りを行いました。

森林組合では、県内一の原木産地として、1年間を通して原木を安定的に供給することを求められており、活性化プロジェクトは、その下支えとしての役割が大きいため、その一環として、計画的な事業発注を行っているものであります。

今回の事業は、4月に着手し、11月末までに植栽が完了する予定です。

次に、久万市場に材価の影響について聞き取りを行いました。

町有林材は、6月5日と14日に、合計1,000立方が市売りされており、特に5日の市では、ヒノキの特選木として、6メートル、9メートルが1立方当たり7万円の高値がついたものもあり、ヒノキの平均単価が1立方当たり2万1,000円と、よい結果が出ております。

県内の他の市場の材価が下がっている中、当市場では、林業成長産業化モデ

ル事業で取り組んでおります協定販売の効果によりまして、町有林材の出材による大きな影響というものは見られず、価格は比較的安定しているとのことでした。

森林組合においては、少しでも有利な販売となるよう、請負業者に対して、長物の増大指示などを行っておりますが、今後は特にこのような優良材の搬出時期については、山主と協議を行い、了解を得たいとの見解でありました。

担当課としましても、今後は事前に協議を図ってまいります。

以上で報告を終わります。

議長 追加答弁について、説明いただきました。

この件について、質疑ありませんか。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 ただいま説明された、出材された価格への影響は余りなかったということですが、すけれども、今回の事案で、公有財産を取り扱う手続や、意思決定の際の甘さや、責任の所在不明などが明らかになりましたが、今後、このようなことを繰り返さないためにも、林業事業における専門的な判断ができる人員の増を含む体制の構築が急務であると考えます。

現在、町内各地域には、山を知る地域の達人が多く存在しており、地域の山々を知り尽くした山の達人を、今、利用しない手はありません。

迷うことなく、一日も早くこのような方々を営林委員会の協力委員に任命すれば、林業発展のさらなる推進力にもなり、今後推進されていく森林経営管理制度実施においても、即戦力になると考えますが、いかがでしょうか、町長。お考えをお伺いしたいと思います。

議長 (河野町長を指名)

町長 まず1点、大変、切る時期について、少し研究が足りなかったということについて、おわび申し上げたいと思いますし、一番抜けていたのは、私どもの役

場と、それから森林組合とのコミュニケーション不足が一番大きいんだと思います。

お話もございましたように、大変、立米当たり7万という、近年ではまれに見る価格でございましたから、非常にいきであったということは、それを聞いただけでも推測できるわけでございます、特に、そういった優良な山につきましては、さらにしっかりと切っていただく側と、事前の綿密な打ち合わせ、スケジュールを立てて、これから気をつけて行いたいと思います。

それから、今の山の達人の活用ということは、これはもう大切なことでございますし、多くの山のことを、切ってはいけない時期から始まって、3メートルがいいのか、4メートルがいいのか、通し柱がいいのか、さまざまな有利販売の判断というのは、またそういった方々は長けているわけでございますから、事あるごとに、そのあたりの方たちの機会を捉えて、お話を聞きながら、今、申し上げました、特に公有林の伐採等につきましては、その方たちのお話も十分にお伺いをするような機会を持ちたいと思いますし、また営林委員会にも、どのような形でその方たちの意見を反映していくかは、これまた戦略課の中で、しっかりと論議をして、効果的な、また有利販売が、また山の達人から見ても、妥当な伐採であるような理解をいただけるように、今後、努めていきたいと思っております。

ありがとうございました。

議長 よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

(なしの声)

議長 追加答弁についての質疑を終わります。

議長 続きまして、本日の議事日程はお手元に配付されておるとおりでございます。

議長 日程第1、報告第3号「工事変更請負契約の締結に関する専決処分」の報告に

ついて」を議題といたします。

本案について、総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。

(熊代祐己総務文教厚生常任委員長を指名)

熊代委員長 総務文教厚生常任委員会に付託されました報告につきましては、6月17日、委員会を開催して審議いたしましたので、審査概要を報告いたします。

報告第3号「工事変更請負契約の締結に関する専決処分の報告について」

本報告は、面河住民センターの耐震補強改修工事について、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分された事項の報告である。

委員からは、本工事については、何度も変更されており、当初の設計の段階から、もっと精査して行うべきではないか。また、専門の建築技師が存在しないことについても質疑があり、建築関係の人材については、県や他市町とも情報共有しながら確保に努め、今後の工事においては、当初から可能な限り精査して、進めていくとの答弁がありました。

審議した結果、全員一致で原案のとおり承認すべきものと決定した。

以上で報告を終わります。

議長 委員長の報告が終わりました。

ここで、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

熊代委員長、お引き取りください。

これより、採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は承認です。

報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、報告第3号「工事変更請負契約の締結に関する専決処分の報告について」は、委員長の報告のとおり承認いたしました。

議長 お諮りします。

日程第2、議案第59号から日程第6、議案第63号までの条例の制定についてに関する5件を一括議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号から議案第63号までの条例の制定についてに関する5件は、一括議題にすることに決定いたしました。

本件について、最初に産業建設常任委員長の報告を求めます。

(岡部史夫産業建設常任委員長を指名)

岡部委員長 産業建設常任委員会に付託されました議案につきましては、6月18日に委員会を開催いたしまして、審議いたしましたので、審査概要を報告申し上げます。

議案第59号「久万高原町観光施設等の料金改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」でございます。

この条例は、近年の原材料費、人件費などの高騰、それに加え、昨年の豪雨災害などの発生などにより、各施設の経営は厳しさを増しているところであり、この秋に予定されている消費税増税など、社会情勢も変化していることから、より安定した施設運営を図るため、それぞれの施設の料金について、値上げの改正を行うものであります。

審議した結果、議案第59号は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長 委員長の報告が終わりました。
ここで、委員長報告に対する質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
岡部委員長、お引き取りください。
続いて、総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。

(熊代祐己総務文教厚生常任委員長を指名)

熊代委員長 総務文教厚生常任委員会に付託されました議案第60号、第61号、第62号、第63号につきましては、6月17日に委員会を開催して、審議いたしましたので、審査概要を報告いたします。

議案第60号「久万高原町有代替自動車施設条例の一部を改正する条例の制定について」。

改正内容は、柳谷地区で運行している岩川線の岩川バス停留所の位置及び運賃変更するというに伴う条例改正である。

審議では、業務委託内容及び年間利用状況、経費について示された。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

議案第61号「久万高原町財産の交換、譲与、無償貸付し等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」。

改正内容は、行政財産を貸し付け、またはこれに位置条件、もしくは私権を設定する場合について、準用することを追加するもので、町有財産の有効活用を目的とするものである。

審議では、町有財産の有効な活用として、現在、無償貸付している具体例や、将来的に考えられるものについての説明があり、譲渡や減額する場合の公平性はどのようにしているのかという質問では、委員会の設置により決定、または規模によって議会へ報告することになるとの答弁がありました。

さらに、町は合併以降、多くの公共施設を所有しており、今後、どのように計画していくのか、財政負担等を考慮しながら条例に基づいて対応していく旨の答弁をされました。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

議案第62号「久万高原町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」。

改正内容は、久万高原町立病院の診療科目の歯科診療科目廃止に伴いまして、条例の改正をするものである。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第63号「久万高原町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」。

改正内容は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の公布及び住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める条例の一部改正等に伴い、火災予防条例の一部を改正するものである。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

議 長

委員長報告が終わりました。

ここで、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

質疑を終わります。

熊代委員長、お引き取りください。

各委員長の報告が終わりました。

これより、質疑、討論、採決については、それぞれ1件ずつ行います。

まず、議案第59号「久万高原町観光施設等の料金改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号「久万高原町観光施設等の料金改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

議長 続いて、議案第60号「久万高原町有代替自動車施設条例の一部を改正する条例の制定について」、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
本件に対する委員長報告は可決です。
報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第60号「久万高原町有代替自動車施設条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議 長 続いて、議案第61号「久万高原町財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第61号「久万高原町財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議 長

続いて、議案第62号「久万高原町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第62号「久万高原町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議長 続いて、議案第63号「久万高原町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
本件に対する委員長の報告は可決です。
報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号「久万高原町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議長 お諮りします。

日程第7、議案第64号から日程第10、議案第67号までの令和元年度補正予算に関する4件を一括議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号から議案第67号までの、令和元年度補正予算に関する4件は、一括議題にすることに決定しました。

本案について、最初に総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。

(熊代祐己総務文教厚生常任委員長を指名)

熊代委員長 総務文教厚生常任委員会に付託されました議案第64号、第65号、第67号について、6月17日に委員会を開催して審議いたしましたので、審査概要を報告いたします。

議案第64号「令和元年度久万高原町一般会計補正予算(第2号)」。

予算の補正額は、総額7,169万2,000円が追加され、累計総額は9億2,697万円で、前年同期予算と比べ、8.4%の増となっております。

歳入の主なものは、地方譲与税では、新たに創設された森林環境譲与税7,048万5,000円、国庫支出金では、地方創生推進交付金の増額5,832万8,000円、プレミアムつき商品券に係る事務費及び事業補助金の増額2,311万8,000円、子ども・子育て支援事業費補助金の増額288万円。県支出金では、林業成長産業化地域創出モデル事業費補助金の増額1,200万円、林業用施設災害復旧費補助金の減額1億712万8,000円。前年度繰越金を、1,458万9,000円の増額。町債が340万円の減額となっております。

本委員会関係の歳出の主なものは、総務費は人件費を含み、全体で3,055万7,000円の減額。

民生費は、人件費を含み、全体で4,073万9,000円の増額。プレミアム付商品券事業費用2,311万8,000円の増額。養護老人ホームささゆり荘の改修工事に285万1,000円の増額。

保育無償化に伴う国庫補助事業に288万円。

衛生費は、人件費973万3,000円の減額。

消防費は、人件費231万円の減額。

教育費では、美川中学校遠距離通学援助費補助金142万1,000円。美川給食センターの臨時雇い賃金152万円。人件費410万8,000円増額。

審議の主な内容は、起債に関して厳しい財政状況の中で、これまで10億以内でということやってきたはずだが、この2年間は、オーバーすることになっている。その理由についての質疑があり、去年度より面河住民センターの改修、上高振興対策の寮の整備、そして光通信環境整備等、喫緊の大型事業により、この現状となった。

以後、中長期的に調整していく旨の答弁がありました。

光回線の整備の工期の問題として、計画どおり間に合うのか、疑問であるとの質疑に対し、今後これまで以上に業者との協議を重ね、効率的に進めていくとの答弁がありました。

最近多発している高齢者による悲惨な事故を身近に受けとめ、今後、どのような対策を考えているのか、という質疑に対しまして、他県でもさまざまな取り組みがされているが、本町でも地域の実情や、さまざまな動向を見ながら、対策を検討するとの答弁がありました。

保健福祉課関係では、介護保険制度の変更状況の説明と、民生委員さんの高齢化問題についての質疑に対して、答弁がありました。

教育委員会関係では、上高の寮の運営に関して、具体的な金額等を早く示すべきとの意見が出されました。

消防団の再編計画については、地域や自治体との協議や、それぞれの実績の調査を十分に行っているかとの質疑があり、これから再編検討委員会を立ち上げ、十分な検討をし、消防力の低下にならないよう、再編計画しているとの答

弁がありました。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第65号「令和元年度国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）」。

予算の補正額は、歳入歳出それぞれ43万5,000円が増額され、総額は7,859万2,000円となっております。

歳入の主なものは、繰越金43万円の増額、歳出の主なものは、窓口明細対応システム変更業務委託料及び医療システムリース料、合わせて43万5,000円を増額するものである。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第67号「令和元年度久万高原町立病院事業会計補正予算（第1号）」

予算の補正額は、収入支出それぞれ500万が増額補正され、総額は1億1,145万6,000円となっております。

収入の不足額500万円は、損益勘定留保資金で補填する。支出の内容は、500万円増額するものであります。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

議 長

委員長の報告が終わりました。

ここで、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

熊代委員長、お引き取りください。

続いて、産業建設常任委員長の報告を求めます。

(岡部史夫産業建設常任委員長を指名)

岡 部
委員 長

産業建設常任委員会に付託されました補正予算の議案につきましては、6月18日に委員会を開催して、審議いたしましたので、審査概要を報告いたします。

議案第64号「令和元年度久万高原町一般会計補正予算（第2号）」。

歳入補正については、総務文教厚生常任委員会で報告があったので、省略をいたします。

本委員会関係の歳出の主なものは、農林水産業費では、森林環境譲与税事業として、新たな事業費を含め、林業振興費5,696万円、商工費では、国庫補助事業を活用して、道の駅みかわ改修工事等、1億1,221万円。災害復旧費として、林業土木費業務委託費530万円、農地農業用施設災害復旧費260万円、林業用施設災害復旧費590万円の増額であります。

審議の主な内容でございますが、商工費関係では、株式会社みかわを含め、町には収益事業を行う組織が多々あり、その経営状況について、町のかかわり方についての質疑があり、今後において、地元や地域の要望にも応えるべき、検討委員会等で連携しながら、今後の経営計画を含めた協議を進めていき、適宜、議会への報告協議を行っていきたいとの答弁がありました。

また、委員から、今後の人口減少や職員減なども踏まえ、町内に幾つかある関連施設については、統合などの検討が必要ではないかとの意見があり、町全体でいかに進めていくべきかについては、今後の状況を見ながら、検討をしていくとの答弁がありました。

林業戦略関係では、ICT化の取り組みの質疑に対して、山林施業における救急時のICT活用、ドローンを使った測量、現場のカメラデータを送信して、本部で材積確認するなど、ICTを活用したさまざまな計画を検討中との答弁がありました。

また、町内山林眠っている蓄積材の活用が進まず、ここ数年、伐採量が伸び悩んでいる状況は異常であり、現実に発注しても、1年くらいは待たなければならない状況もあることから、伐採できる人材を早く育成すべきであり、そのための組織づくりを急ぐべきとの質疑については、先進の補助金体系も研究して、まずは自伐型林家を育て、次に自伐型林家の集合体にし、行く行くは経営計画ができるような事業体に育てていきたいとの答弁がありました。

また、現在、町は3, 200ヘクタールの公有林を保有し、計画的に伐採事業が行われているものの、本年、梅雨時期の、虫が入りやすく材価が安い時期に、90年を超える希少材の伐採搬出が行われ、ベテラン林家も嘆いているが、なぜこのような時期に実行されたのかとの質疑に、経営については、森林組合に委託しているが、今回の事案については、森林組合と担当部署が綿密な連携がとれていなかったことが原因であると陳謝し、理事者においても、担当部署は人員も不足している中、対応しているが、今後、反省し、対応していきたいとの答弁がありました。

建設関係では、笛ヶ滝公園の馬頭池を初め、周辺に複数の農業用ため池がありますが、地震などで決壊した場合の対処などについての質疑があり、馬頭池や野尻池の改修工事は対処済みとなっているが、今後、重点ため池の整備や、災害時のハザードマップの作成について、取り組んでいくことや、必要な河川の水位計の設置の検討などについての答弁がありました。

討論として、委員から、光回線の整備も控えており、農林業等を含め、全体的にICTに対する取り組みを考えてほしいとの討論を述べました。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第66号「令和元年度久万高原町凶荒予備事業特別会計補正予算（第1号）」につきましては、予算の補正額は歳入歳出それぞれ1, 569万円が増額され、総額は2, 386万3, 000円となっております。

歳入の主なもの、繰越金を1, 569万円の増額であります。

歳出の主なものにつきましては、森林整備事業補助金1, 569万円を増額するものであります。これは、平成29年10月に発生した台風21号による倒木被害に係る事業20種分の残額を、今回、改めて上程したものであります。

審議では、災害を受けてからかなり経過をし、崩壊した山も多くあり、整備が全く進んでいないが、今後の見通しについてはどうなのかとの質疑があり、条件が悪いなどで労働者不足もあるが、今後、森林組合とも連携をとりながら検討し、対応していくとの答弁がありました。

また、凶荒予備事業の山林収入や、町有林の収入の一部は林業振興の財源として検討すべきではとの質疑に、財政全体で考え、他の財産収入、財政状況を

見ながら、今後、判断をしていくとの答弁がありました。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で、補正予算審議についての報告を終わります。

次に、その他について、報告をいたします。

総務文教厚生常任委員会におきまして、田村委員から、都市再生事業の進捗状況についての質問については、町道宮の前明神線改良工事の件であり、平成27年から31年の5カ年事業であり、最終年度の本年は町道大坊線ほか2路線のカラー舗装、水路改修工事を予定しているとの答弁がありました。

久万高原町の主要農産物以外の売り上げについては、今後、高齢化が進み、農産物の生産が落ちてくるので、付加価値の高い商品の検討が必要との質疑があり、道の駅を中心とした産直や、付加価値の高い商品づくりなど、小さく考える農業にも力を入れていく旨や、町内で銀鮭実験栽培中の取組状況についての答弁がありました。

また、水道施設の災害が起きたときの管路の問題、それから食品衛生法上にも関係するが、管路が故障した場合、下水道の普及については大変時間がかかるが、その際、補修対応が速やかにできるかなどの質疑があり、県と災害時の技術的支援に係る協定も行っており、県の指導のもと、応援体制の構築が可能と考えており、さらには、災害時の環境衛生部門の対応についても、検討していくとの答弁がありました。

以上で報告を終わります。

議 長

委員長の報告が終わりました。

ここで、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

岡部委員長、お引き取りください。

各委員長の報告が終わりました。

これより、質疑、討論、採決については、1件ずつ行います。

まず、議案第64号「令和元年度久万高原町一般会計補正予算（第2号）」について、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（瀧野 志議員を指名）

瀧野議員 今回の議会に提案された議案と、直接関係ないわけではありますが、ICTの関係の委員長として、ひとつお聞きをしたいと思います。

この件については、全員協議会で協議をさせていただきましたし、ICTの特別委員会でも協議をした結果であります。

このICTの特別委員会、光回線の整備をいかに早くするかというのが、一つの大きな使命であろうかというふうに思います。

町長は、平成17年12月議会に、ある議員の質問に対して、3年以内に光回線については整備をするというふうに答弁をされておるわけではありますが、このことについては、確かに3年以内に整備することができるのでしょうか、ちょっとお聞きをしたいと思います。

議長 町長の答弁を求めます。

（河野町長を指名）

町長 大事な事業と心得ているところでございます。

瀧野議員おっしゃられたように、一刻も早く、この光を設置をして、それぞれ今後の、全ての産業等々に生かしていくということは、これも当然のことであるところでございます。

ただ、この3年ということに関しては、非常に気になるところでございまして、昨年12月から工事が始まっているところでございますから、それから3年ということになるのでありましょう。

今、確認をいたしておりますところによると、それぞれ工事も進んではいるようでございますけれども、ただ、そこらあたり、瀧野議員と同じようなところを心配をいたしております、先般にも、支店長以下N T Tの松山支店の幹部にお越しをいただいて、その3年間ということについては、ぜひ厳守をしていただきたいと、そのことを重ねてお願いをしたところでございまして、それにつきましては、相手側も十分に心得ておりますと、そういうお返事をいただいたところでございます。

議 長 よろしいですか。

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 工事については、1次、2次、3次というふうに組まれておるというふうに聞いております。

この1次について、2次について、3次について、どういう工区であるか、答弁をいただきたいと思えます。

議 長 (佐藤総務課長を指名)

佐藤課長 瀧野議員の御質問にお答えをいたします。

まず、1期ですけれども、通信事業者N T Tでいうところの局ビルですが、久万ビルと、それから父二峰ビルで、第2期で川瀬ビル、直瀬ビル、面河ビル、伊予東川ビルに、久万ビルも一部、2期にずれ込むというところは、御説明を以前にもしているところでございます。

それから、3期分として、伊予美川、西谷、柳谷、サンビル、局舎といえますか、そういう計画で1から3期を予定をしているということでございます。

議 長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 1次、2次、3次というのは、今、説明があったとおりであろうかというふ

うにと思いますが、以前、町長も心配しておるといような話であります、我々議会としても、これだけ、48%を超える高齢化率、それぞれの地域に、高齢者の皆さんが散在しておるわけで、この光回線を引くということについては、皆さん、本当に心待ちにされておるのかな。

はっきり言ったら、命を守る道というような話もありますが、ある意味で、高齢者の命を守る光回線かなというふうにも思っておるところであります。

できましたら、これは1次、2次、3次、この3つの工区においては、3業者を入れれば、私は1年でできるのではなかったのかなというふうに思うんです。

これは、私のはっきり言って、行政側の怠慢かな。その辺についても、NTTとの交渉がきちりできておるのか、20日に社長さんがおいでやったというような話も聞きましたが、私は、その社長さんと、一昨年12月ですか、今の愛媛支社の社長さん、NTT西日本で活躍されておいでで、ここのことも十分理解しておる。できるだけ早くやらせていただきますと、議長という立場で話をさせていただきました。

私は、もっと行政がしっかりやれば、早くできるんじゃないかなというふうに思っております。

今年、4億円という予算を組みましたが、その4億円について、どの範囲で、どのような形で4億円のお金を支払われるのか、この点について、説明をお願いします。

議長 (佐藤総務課長を指名)

佐藤課長 今年度、まさしく進めておりますのが、30年度から31年度へ繰り越しております事業分でございます。久万地区と父二峰地区というところで、具体的には、予定では、久万地区の一部については、本年12月からサービスが開始される予定だということも、通信事業者のほうから聞いております。

それから、工程的には、7月から各種伐採作業でありますとか、ケーブルの新設工事とか、そういったところも始めるということをお報告を受けておりますので、この4億円の、まず昨年度からの繰り越しの支払いにつきましては、当

然、補助金をN T Tのほうに支出いたしますので、実績報告をしっかりと確認した上での補助金の支払いというところは、他の事業の補助金の事務手続と全く同様で、しっかりと確認をして、支払いをしていきたいというふうに思っております。

議長 瀧野議員の本件に関する質疑は、既に3回になりました。
会議規則第55条の規定によって、特に発言を許します。

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 議会も債務負担行為11億円、認めておりますし、工事費は10億8,900万円というふうに聞いております。

それで、3年間で4億、4億、2億8,900万、そういう予算の執行がなされたということも聞いておるわけでありませう。

ですが、全体的な積算、全体的な設計、そこらあたりがどうもできておるよ
うに思えないんですね。その辺については、どうなんですか。

N T Tとの話は、そこまでできておるんですか、できてないんです。

議長 (佐藤総務課長を指名)

佐藤課長 瀧野議員の御質問にお答えをいたします。

工事費というか、11億の債務負担行為を議決をいただいておりますけれども、補助金として、現在、N T Tのほうへの額は10億8,900万というところでございます。

それからあと、N T Tに対しましての中身の精査につきましては、先ほど、町長の答弁にもありましたように、先日もN T Tのほうに、本町とN T Tの事務レベルでのしっかりと資料のやりとりということも、その場でお願いをしておりますし、そういったところは、しっかりとこれからもN T Tに必要な資料の提出等、しっかりと求めていきたいというふうに思います。

議長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 今年の場合は4億円の予算執行ということがあるわけやね。議会としても、4億円支払われるについては、どことどの範囲を、幾らの金額の分に対して4億円支払われるのか、そこはしっかり確かめる必要があると思うんですね。それが、本当に積算、設計ができ、積算ができておるという証拠を出すことはできますか。

議長 (佐藤総務課長を指名)

佐藤課長 瀧野議員の御質問にお答えいたします。

今、御質問がありました内訳につきましては、当然、公費を支払う上で、実績の中では、我々もそれがなくては公費の支出ができませんのでそれについては、しっかりと議会なり、議会が立ち上げております特別委員会のほうに報告もさせていただきたいというふうに考えております

議長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 その点については、今、出すということを言われましたから、議会が終わったら、早急出していただきたいと思えますし、聞くところによると、今年12月27日には、一部が完成、整理できるというふうに聞いております。

業者について、どこの業者がされるのか、それと業者が決まっておるのであれば、業者の名簿、何社が受託をされて、その名簿が出て、これから工事についても、最初に請け負った分がそのままいくわけじゃない。工事変更あたりもあるわけで、その辺についても、しっかりとした取り組みが必要だと思いますが、そういった書類も出ておりますか。

議長 (佐藤総務課長を指名)

佐藤課長 瀧野議員の御質問にお答えをいたします。

通信事業者が実際に事業を行う、工事を行う業者という御質問というふう
に理解をして、答弁させていただきたいと思います。

実際に工事を行うのは、プロポーザルのときに、ちょっと今、手元がないも
のではっきりした答弁はできませんけれども、示されているというふうに思い
ますし、実際に工事に入りますと、各町内、こんな工事車両、工事関係があり
ますので、そういったところはN T Tのほうに、どういった工事業者が入って
くるのかというのは、提出を求めていますと、検討していきたいというふう
に思います。

議 長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 そんな悠長なことを言うとして、今年も12月27日に本当に整備できるん
ですか。

普通であれば業者が、今言われるように、どこの業者か説明なかったけど、
請け負った業者がおるんでしょう、N T Tから。その業者があちこちしよらな
いかんと思うのに、全然見かけんのですよ。大丈夫なんですか、本当に。

総務課長のことを私は心配するんだけど。大丈夫なんですか、本当に。信じ
ていいんですね。

議 長 (佐藤総務課長を指名)

佐藤課長 町長答弁にありましたように、先週、N T Tのほうが参られたときに、示し
ていただいたスケジュールでは、実際に作業に入るのが7月上旬からというス
ケジュールでございますので、間もなく、実際に町内に作業に入るというふう
に思います。

これについては、町民の皆さんからの問い合わせ等が役場のほうにもあると
思いますので、それについては、これまでもN T Tのほうにも申し出ており
ますので、町として、しっかりと対応できるように努めていきたいというふう
に思います。

議 長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 旧町内はADSL、これはNTTが整備して、平成21年、22年で1億6,500万ですか、久万高原町がリーチDSLを整備した。そのリーチDSLについても、あと2年ぐらいで使えんようになるんじゃないかというように聞くわけですね。

それを考えると、町としても、インターネットの環境整備して、それが使えなくなりましたでは済まんのではないですか。

ということは、NTTさんも一日も早く整備を完了したほうが得やし、我々町民も、一日も早く利用できたらいいわけですね。町も、移住、定住、企業誘致、それから福祉、医療、教育、多くの問題について、教育でももう少し早くできとったら、新しい予算を組んでも、プログラミングの対応もできとったわけです。

これはやっぱり、とにかく急ぐのが一番やと、私は思いますが、これはいつまでに、本当にできるんですかね。NTTとは確約してないんですか。

議 長 (佐藤総務課長を指名)

佐藤課長 瀧野議員の御質問にお答えいたします。

繰り返しになりますけれども、町長の最初の答弁にありましたように、昨年の12月に、一般質問に答える形で、向こう3年間というところが、これについてはNTTとも確認をとった上での町長の答弁のとおりでございます。

あと、現在、ADSL、リーチDSLにつきましては、令和3年3月でIRUの契約が切れますけれども、これについては、先ほど言いましたように、令和3年度中の光整備の完成ということになりますので、1年間のずれがございますけれども、この1年間のIRU契約のリーチDSL、ADSLのサービスについては、現在、IRU契約の業者が1年間延長ということで、それについては、支障がないように、光整備に移行できるように、現在、業者とは確認をして、作業を進めてございます。

議 長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 今、答弁があったように、しっかりとこの件については、やらないかと思うんで。

別件で一つ、随分前から、何回かお聞きをして、やるべきやということは、再々言うてきたけれども、いまだに実施をされてないわけですが。

平成16年やったかな、N T Tのサーバーの問題、これ月額50万、年間600万以上やったね。

月額50万ということで、お願いして預けとるわけやけど、その当時は、何年かしたら幾らか安くしてもらえるとというような話もあったように聞いておりますが、1億を超える金額になつとるわけですね。これこそ職務怠慢の権化みたいなもので、これは一日も早くせんと、大変なことになると思うんですが。

この答弁だけいただいたらええですから、はっきり言うてください。どうするか。

議 長 (佐藤総務課長を指名)

佐藤課長 瀧野議員の御質問にお答えいたします。

これについては、瀧野議員の御指摘のとおり、3月議会でも常任委員会でしたか、本会議でしたか、御指摘をいただいた、その後、早速でございますが、まず、現在のN T Tに値下げの交渉を行ってございます。まずその部分と、あと値下げと申しましても、N T Tに借りるということになるのと、幾らかの費用が発生しますので、本町に設置した場合のところを、今、計算をしております。

現在、本庁の中で、1階部分ですと、サーバー、個人情報とか行政情報の非常に重要な部分がございますので、それからあと、非常にそれをつなぐ機器も重要ですので、浸水等を考えると、役場の1階というのは、非常にリスクが大きいというところで、別の場所をとということで、今、見積もりをとっておりますけれども、サーバーを引っ越すとなりますと、消費電力に、現在の役場の設備では限界があるということを担当から聞いておりまして、それにどれだけの

電力の対応をするための工事が必要なのかというところを、今、精査をしている状況でございます。

これにつきましては、いずれ方向が出ましたら、説明をさせていただきたいというふうに思います。

議 長 瀧野議員、よろしいですか。

ほかに質疑される方はございませんか。

(熊代祐己議員を指名)

熊代議員 直接、議案には関係ないんですけども、3月の総務文教厚生常任委員会で、私がお聞きしました給食センターの件なんですけど、水はけが悪いとか、いろいろその後、聞いた内容をお伝えして、春休み中に、1年の点検があるので、それ以降の報告でというまま報告はないんですけど、その件について、報告をお願いしたいと思います。

議 長 (辻本教育委員会事務局長を指名)

辻本局長 熊代議員の質問にお答えをいたします。

3月28日に瑕疵検査を行っております。その際に、先ほど言われておりました、水がたまるような状況ですとか、そういったものも一緒に確認をいただいております。

その際に、私どもだけではなくて、給食センターの調理員、また栄養士、栄養教諭、それから事務職員等も立ち会っていただきながら、そういった改善の場所とか、あと要望等もお聞きしております。7月25日、夏休み中にまた簡単にできないところは改修をする予定になっております。

また、その辺が終わりましたら、どういったところを改修したとかいうようなところは、御報告させていただきたいと思います。

議 長 (熊代祐己議員を指名)

熊代議員　　ということは、今は何も改善はされていないということでしょうか。
それと、給食センターの人員は足りているのでしょうか、足りてないのでしょうか。

議　　長　　（辻本教育委員会事務局長を指名）

辻本局長　　期間を要しないものについては、早速に改善をさせていただいております。
ほとんどが、期間がかなりかかるということで、夏休み中というふうなことになってございます。

それから、給食センターの調理員の人員でございますけれども、不足をしておるような状況で、また、今現在いらっしゃる調理員の方で、やめたいというふうなお話も聞いておまして、今度また、募集をかけたいというふうなことで考えております。

議　　長　　（熊代祐己議員を指名）

熊代議員　　この件につきましては、私、検査の件は、副町長からお聞きしているのですが、そのまま報告ないままなんです。副町長にお聞きしたいんですが、給食センターができ上がったからの1年後の点検ということで、3月にあるので、それ以降でということをお聞きしたんですが、新築で建物ができて、私も職員さんと会ったときに、新しくなったけん、よかったなど。きれいなところで、環境もよくなって、仕事もしやすくなったろという話がきっかけで、耳に入ったことなんですよ。

それを、例えば、学校のあれで言いますと、1学期、2学期、3学期。例えば1学期が終わった時点で、職員さんなり、働いている方全員にアンケートをとるなり何なりとかいう対応というのは、されてなかったというふうに思うんですが、今後、この建物を建てたときに、1年間というのは、点検があるまでは何もしないという対応でよろしいですか。

議 長 (高山副町長を指名)

副 町 長 ただいまの御質問にお答えをしたいと思います。

こういった建物、多くやっております。それぞれの目的があるわけですが、ただいま議員が言われたように、1年間は何もしない。1年間たって、瑕疵検査のときにするというような、全てがそういうものではないというふうに思っております。それぞれ不都合な点が出てきたというようなことが判明すれば、それはその時点で対応をしていく。

最終的に、1年後に瑕疵検査を実施をするというような考え方でございます。以上です。

議 長 よろしいですか。

熊代議員の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条の規定によって、許可します。

(熊代祐己議員を指名)

熊代議員 職員の人員のことも、今、お聞きしたら、足りてないというようなことで、せっかく新しく施設ができ、環境もよくなったように、私は思っているんですけども、それでも人員が足りない。そこで、聞いたところによると、いろいろ水関係では難儀をしていたと。それに対して、指導とかいろんなこともあるのかもわかりませんが、このことについて、業者の手落ち、例えば設計ミスというのはなかったのでしょうか。

議 長 (辻本教育委員会事務局長を指名)

辻本局長 熊代議員の質問にお答えします。

瑕疵の部分、手落ちと言いますか、不具合ですよ。そういったところについては、簡単に直すようなところがほとんどでございまして、水がたまるというようなところは、給食センター自身、建物の状態がフラットな状態で作る

ような構造になっておりまして、その水が、排水とかが、きちんと排水されなかったというか、蓋に当たってはね返っておったというようなことで、水が部分的に器具の下にたまっておったというふうなことは聞いております。

そういったところは、今度、塗装をちょっと上に上げるとか、そういった対策をしまして、水がたまらないような状況にしたいと。

また、水のはね返りもなく、できるだけ水がたまらないような状況をつくるというふうなことで、業者と打ち合わせを行っておりまして、決してそこについては瑕疵ではないというふうに認識はしております。

議 長 (熊代祐己議員を指名)

熊代議員 最後に1点だけ、町長にお聞きするんですが、今回のこの件を踏まえまして、今後、建築物等あるときの対応ですよね。今以上に気を配って、働いている人に対しての優しい気持ちで、点検等をやっていただきたいとは思いますが、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

議 長 (河野町長を指名)

町 長 給食センター、成長期にある子供たちの大事な食事を担っていただいております。

これまでも、熊代議員初め皆さんの御質問の中で、給食センターにお勤めの方々の御苦労も拝見をいたしておりますし、また議員の皆さんとともに、建築前、それから建築後もお伺いをして、例えば冬場の吹き込む風等々の対応もとってきたところでございますけれども、今、また新たなといいますか、先般にも御指摘もあったところでございますが、そこらあたりは大変な御苦労をかけているという思い、十分に持っておりますから、なるべく快適に作業が、それぞれの皆さんが公共の施設の中で働いていただけるようなところは、いつも気にしていかないといけないと思っておりますから、今の御指摘のところ、十分に承って、また役場の中で、そのあたり給食センターに限らず、さまざまな施設で、従業員の方々の御労苦に対して、十分に対応できるように努めてまいり

たいと思います。

議 長 熊代議員、よろしいですか。
ほかに質疑される方はありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑を終わります。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論を終わります。
これより採決します。
お諮りします。
本案に対する委員長の報告は可決です。
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第64号「平成30年度久万高原町一般会計補正予算（第2号）」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議 長 続いて、議案第65号「令和元年度国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）」について、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
本案に対する委員長の報告は可決です。
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第65号「令和元年度国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議 長 続いて、議案第66号「令和元年度久万高原町凶荒予備事業特別会計補正予算（第1号）」について、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
本案に対する委員長の報告は可決です。
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第66号「令和元年度久万高原町凶荒予備事業会計補正予算(第1号)」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議長 続いて、議案第67号「令和元年度久万高原町立病院事業会計補正予算(第1号)」について、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
本案に対する委員長の報告は可決です。
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第67号「令和元年度久万高原町立病院事業会計補正予算(第1号)」は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

議 長 日程第11、議案第68号「久万高原町辺地総合整備計画の変更について」を議題とします。

本案について、総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。

(熊代祐己総務文教厚生常任委員長を指名)

熊 代 総務文教厚生常任委員会に付託されました議案第68号について、6月17
委 員 長 日に委員会を開催して審議いたしましたので、審査概要を報告いたします。

議案第68号「久万高原町辺地総合整備計画の変更について」

本町の辺地総合整備計画について、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条の規定に基づき、事業内容の追加、変更が生じたため、変更するものです。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

議 長 委員長の報告が終わりました。
ここで委員長報告に対する質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
熊代委員長、お引き取りください。

委員長の報告が終わりました。

これより、質疑、討論、採決を行います。

議案第68号「久万高原町辺地総合整備計画の変更について」、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号「久万高原町辺地総合整備計画の変更について」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議長 日程第12、議案第69号「久万高原町過疎地域自立促進計画の変更について」を議題とします。

本案について、総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。

(熊代祐己総務文教厚生常任委員長を指名)

熊代委員長 総務文教厚生常任委員会に付託されました議案第69号について、6月17日に委員会を開催して審議しましたので、審査概要を報告いたします。

議案第69号「久万高原町過疎地域自立促進計画の変更について」。

本町の過疎地域自立促進計画について、過疎地域自立促進特別措置法第60条の規定に基づき、事業内容の追加、変更が生じたため、変更するものであります。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長 委員長の報告が終わりました。

ここで委員長報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

熊代委員長、お引き取りください。

委員長の報告が終わりました。

これより、質疑、討論、採決を行います。

議案第69号「久万高原町過疎地域自立促進計画の変更について」、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第69号「久万高原町過疎地域自立促進計画の変更について」は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

議 長

お諮りします。

日程第13、報告第4号と日程第14、報告第5号の繰越計算書についてに関する2件を一括議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、報告第4号と報告第5号までの繰越計算書についてに関する2件は、一括議題にすることに決定しました。

本件について、総務文教厚生常任委員長の報告求めます。

(熊代祐己総務文教厚生常任委員長を指名)

熊 代
委 員 長

総務文教厚生常任委員会に付託されました報告第4号、第5号について、6月17日に委員会を開催して審議いたしましたので、審査概要を報告いたしま

す。

報告第4号「平成30年度久万高原町一般会計繰越明許費繰越計算書について」。

平成30年度一般会計繰越計算書を報告する。

翌年度繰越額が、合計で16億85万1,000円となるものです。

審議した結果、全員一致で原案のとおり承認すべきものと決定しました。

報告第5号「平成30年度久万高原町一般会計事故繰越し繰越計算書について」。

平成30年度一般会計事故繰越し繰越計算書を報告する。

翌年度繰越額が、合計4,743万5,000円となるものです。

審議した結果、全員一致で原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議 長

委員長の報告が終わりました。

ここで、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

熊代委員長、お引き取りください。

委員長の報告は終わりました。

これより、質疑、採決については、1件ずつ行います。

まず、報告第4号「平成30年度久万高原町一般会計繰越明許費繰越計算書について」質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は承認です。

報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、報告第4号「平成30年度久万高原町一般会計繰越明許費繰越計算書について」は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

議 長 続いて、報告第5号「平成30年度久万高原町一般会計事故繰越し繰越計算書について」質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は承認です。

報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、報告第5号「平成30年度久万高原町一般会計事故繰越し繰越計算書について」は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

議 長 日程第15、報告第6号「久万高原町国民保護計画の変更について」を議題

とします。

本件について、総務文教厚生常任委員長の報告求めます。

(熊代祐己総務文教厚生常任委員長を指名)

熊代委員長 総務文教厚生常任委員会に付託されました報告第6号について、6月17日に委員会を開催して、審議いたしましたので、審査概要を報告いたします。

報告第6号「久万高原町国民保護計画の変更について」。

武力攻撃事態等における本町の国民の保護に関する措置等について定めた計画であるが、町の組織改編及び国の国民の保護に関する基本指針の変更、県国民保護計画の変更等を踏まえ、本町の計画を改定したものであります。

委員より、事態が起きたときの命令系統はどのようになっているのか、またその命令に反した場合の罰則等について質問があり、基本的に、気象災害の際の対策本部機能と同じと考えていただき、行動に即してほしいとの答弁がありました。

審議した結果、全員一致で原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。以上で報告を終わります。

議長 委員長の報告が終わりました。

ここで委員長報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

熊代委員長、お引き取りください。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は承認です。

報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、報告第6号「久万高原町国民保護計画の変更について」は、委員長の報告のとおり承認しました。
ここでしばらく休憩いたします。 (午後3時48分)

(休憩)

議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。 (午後4時03分)
お諮りします。
お手元に追加議事日程が配付されています。
これを日程に追加し、議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、日程を追加して議題とすることに決定しました。

議長 追加日程第1、議案第70号「工事請負契約の締結について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

(釣井環境整備課長を指名)

釣井課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。
これより、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
議案第70号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第70号「工事請負契約の締結について」は、原案のとおり可決しました。

議長 追加日程第2、議案第71号「工事請負契約の締結について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

(辻本教育委員会事務局長を指名)

辻本局長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(大原貴明議員を指名)

大原議員 この事業は、同僚議員も以前、質問した件で、町民の皆さん、それから子供たちも待ち望んでおられる事業だと思うんですけども、全国的にこの事業をたくさんなされてて、業者が少ないとか、足りないというような話も聞いておりますが、確定できる工期をお答えいただきたいと思います。

議長 (辻本教育委員会事務局長を指名)

辻本局長 大原議員の質問にお答えします。
工期については、令和2年2月28日を目標としております。

議長 よろしいですか。
ほかにごございませんか。

(なしの声)

議長 質疑を終わります。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
議案第71号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第71号「工事請負契約の締結について」は、原案のとおり可決いたしました。

議 長 追加日程第3、報告第7号「工事変更請負契約の締結に関する専決処分の報告について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

(木下ふるさと創生課長を指名)

木下課長 議案に基づき説明

議 長 提案理由の説明が終わりました。
これより、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
以上で、報告第7号「工事変更請負契約の締結に関する専決処分の報告について」終わります。

議 長 追加日程第4、報告第8号「株式会社みかわの経営状況報告書について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

(木下ふるさと創生課長を指名)

木下課長 報告書に基づき報告

議長 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 多くの部門について、旧美川村から引き継いできた事業かなというように思いますが、随分前から、この件については、検討がなされてきたと思いますが、林道の整備、それから給食センター、ごみの問題、し尿の問題など、はっきり言えば、聞くところによると、従業員も定年間近とか、バキュームカーの更新であったり、グレーザーの生産がもうできてなかったり、これだけ多くの事業を、今後においても続けて行くという、なかなか大変じゃないかな。

ちょうど合併当時にも、指定管理委託契約あたりの検討がありましたが、そろそろ何とか、そこらあたり踏み込んでいく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

先般の常任委員会でも、柳谷の産業開発であるとか、国民宿舎であるとか、多くの施設があるわけですが、そこらあたりについても、集約してやっていくときがきたのかなというふうに思うわけですが、この全体的な町営の、町営というべきであろうと思いますが、施設について、町長はどのように考えておいでなのか、ちょっとお聞かせをいただけたらと思います。

議長 (河野町長を指名)

町長 お答えをいたしたいと思います。

今、おっしゃられましたように、それぞれの町有の施設、久万高原町の歴史の変遷の中で、ただいま人口減少社会の中でございます。人口も平成16年の合併の当初から比べますと、約4,000人以上減ってきている。将来につき

ましても、大変厳しい人口の予想が、議員からも御指摘もいただいているように、現状あるわけでございます。

その中で、持続可能なまちという中で、これらの町有の観光施設につきましては、今、お話もございましたように、自前で経営をしていくとの、大変厳しいところもございます。

一方で、昨年、一昨年、「さんさん」につきましては、指定管理にいたしたところでございまして、これにつきましては、後ほどまた議論もあろうかと思えますけれども、新しく指定管理したところが、懸命に頑張っておられるところでもございます。

そういうような例も参考にしながら、今、お話もございましたように、これから道の駅みかわにつきましては、今、改修工事を予定をいたしておるところでございまして、これまでも検討委員会の中でさまざまな御議論をいただいておりますけれども、努力を傾注していけば、今、道の駅みかわ、売り上げが減ってきておりますけれども、それにつきましても、ふるさと市と、優遇する等々のことを経ていけば、回復できるのではないかと、そんな努力をすることの必要性も言われているところでございます。

そういう観点から照合いたしまして、今、瀧野議員が御指摘をいただいた、これから町有観光施設について、どのように維持をしていくかにつきましては、急いで検討をしていただかなければならない時期に来ているんだろうと、そのような認識を持ってございます。

以上でございます。

議 長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 町長が答弁をされましたが、実際に人口減少も極端でありますし、先日も働き手がいなくなったのではないかというような質疑もありました。

正味いうて、この中で幾つかの事業は、もう誰かが個人的に指定管理を受けてやれるような事業ではないというふうに思いますが、公として、どうしてもやっていかなければいけない事業については、どうしてもやっていかなければいけないと思いますが、できたら民間の業者もおいでるうちに、指定管理に移

行していくべきや。

それと、高齢者や障害者、また地域の高齢の皆さんが、非常に困っておる。町民が主役でございますから、どうしてもそういったことについては、赤字が出たとしても、取り組んでいかなければいけない。

これからは、先般から総務課長、いろんな意味で取り組むとっておりますが、公有の施設については、早く固定資産台帳を整理して、要るもの、要らないもの、以前にも検討はしましたが、緩い検討であったように、私は思っております。

そこら辺も、本当にすぐそこに、赤字という言葉が適当か不適当かわかりませんが、もうきておるところであろうと思うんですね。

だから、早く検討して、だめになる5年前、6年前には、それは検討ができて終わるようでない、それとどういうふうな考え方で町をやっていくのか、若い職員の皆さんも興味があるんであると思うし、そういったことの中で、職員さんの教育あたりも取り組んでいかなければいけないんじゃないかなというふうに思います。

総務課長、その点どうですか。

議 長 (佐藤総務課長を指名)

佐藤課長 瀧野議員の御質問にお答えをいたします。

瀧野議員の御指摘のとおり、数年前に町有の施設全体を洗い出しまして、町全体での一方的な計画をといますか、現状を押さえたところでございます。

その後、公会計の中で、現在、町有財産については整理をして、公会計の中で数字も盛り込んでございます。

今後、個別に計画を、それぞれの担当で更新するのか、あるいは処分するのか、除却するのか、そういったところを計画を立てていくというのが、来年度に向けての2カ年の作業で、今年度から予算措置もしておりますので、取り組んでいけるところでございます。

こういったところを通して、職員一人一人に、そういったところの意識づけといますか、町の状況をしっかり把握していただくという作業にもなります

ので、非常にこの作業の職員には、エネルギーも要る作業ではございますが、私も一緒になって対応していきたいというふうに思います。

議長 よろしいですか。
ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑を終わります。
以上で、報告第8号「株式会社みかわの経営状況報告書について」、終わります。

議長 追加日程第5、報告第9号「一般財団法人柳谷産業開発公社の経営状況報告書について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

(木下ふるさと創生課長を指名)

木下課長 報告書に基づき報告

議長 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
以上で、報告第9号「一般財団法人柳谷産業開発公社の経営状況報告書について」を終わります。

議長 追加日程第6、報告第10号「株式会社さんさん久万高原の経営状況報告書について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(木下ふるさと創生課長を指名)

木下課長 報告書に基づき報告

議長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

以上で、報告第10号「株式会社さんさん久万高原の経営状況報告書について」、終わります。

議長 追加日程第7、発議第1号「平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興等に関する意見書について」を議題とします。

趣旨説明を求めます。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 発議の趣旨説明

議長 趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
発議第1号は、提案者提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、発議第1号「平成30年度7月豪雨災害からの復旧・復興等に関する意見書について」は、提出者提案のとおり可決しました。

議 長 お諮りします。
以上で、本定例会に付議された案件は全て終了しました。
したがって、これで閉会したいと思います。御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、本定例会は、これで閉会することに決定しました。
これで、本日の会議を閉じます。 (午後4時43分)
町長の挨拶を求めます。

(河野町長を指名)

町 長

お礼を申し上げたいと思います。

議員各位におかれましては、熱心な御審議を賜りまして、上程いたしました議案等々、お認めをいただきまして、大変にありがとうございます。

御審議をいただいた中で賜りました御意見、しっかりと今後の町政運営に生かしてまいりたいと思っております。

いよいよ農業シーズン真ただ中に入っております。

先般も、大阪の市場の皆さんたちと懇談いたしましたけれども、大変、相変わらずと言いますか、それ以上の、トマト、ピーマンに対する期待をたくさんいただきまして、その期待に応えなければならないと思っております。

ただ、空梅雨ぎみでございまして、水不足が多少、心配なところでもございますし、また、いよいよ森林環境譲与税も入っております。さまざまな御意見をいただきました。森林計画をしっかりと立てながら、担い手の確保等々に努めなければならないと思っておりますし、また、今日、新聞にも出ておりましたけれども、明るいところでございますけれども、多少、町内にも新しいお店も見受けられるようになりました。これを全町に広げていかなければならないところでございます。

さまざまな課題ございますけれども、明日の夢をしっかりと持って、希望のある町を引き続き標榜しながら、皆さんの御指導をいただきながら、努力をしております。

どうぞ、今後とも御指導をよろしくお願い申し上げ、本議会のお礼の御挨拶にかえさせていただきたい思います。

大変お世話になりました。ありがとうございました。

議 長

6月定例議会の終わりに当たり、御挨拶を申し上げます。

まず、本定例議会が円滑に終わることができましたこと、本当に感謝申し上げます。

少子高齢化の波が著しく、来年には町人口が8,000人を切る危機を迎えている中で、最も優先されるべきことは、福祉の充実であります。多くの福祉

政策が実施されておりますが、本来の福祉政策の目標は、個々の人たちが生きる充実感、自分たちの手でつくり上げることであります。経世済民であります。

経済的に豊かさを実感できる方策を構築すべきでありましょう。町民が町民として、尊厳と誇りの持てる経済の好循環を実行することは、一番の求められていることでないでしょうか。

議会は、今こそ多くの英気と、まとまった提言を行うことが不可欠でありましょう。

議会の進行に当たり、多々不手際のありましたことを陳謝申し上げ、閉会の御挨拶にかえさせていただきたいと思えます。

お疲れでございました。

議 長 以上で、令和元年第3回久万高原町議会定例会を閉会します。

事 務 局 (終 礼)